

平成 22 年 11 月 26 日
商 工 中 金

佐賀市と商工中金が連携し、仕事と子育ての両立を応援する融資制度を創設 ～「ワーク・ライフ・バランス応援貸付」～

商工中金は、11月19日、佐賀市と連携し、仕事と子育ての両立を目指す職場づくりや子育てを支援する、「ワーク・ライフ・バランス応援貸付」制度を創設しました。

本融資制度は、佐賀市が推進している「男女共同参画推進」に協賛し、かつ「子どもへのまなざし運動」に参加され佐賀市内に事業所を有する事業者の皆さまを対象とし、事業に必要な設備資金・運転資金をご融資するものです。

「男女共同参画推進」とは、平成20年4月に施行された「佐賀市男女共同参画を推進する条例」の基本理念に基づき、推進する対象を「市」「市民」「事業者」「自治組織等」「教育に携わる者」とし、「事業者」の役割として①事業活動において男女が対等に参画できるように配慮すること、②男女が仕事と家庭生活等における活動とを両立して行うことができるように配慮することを掲げています。また、「子どもへのまなざし運動」は、すべての大人が、子どもの育成に関心を持ち、かつ、主体的にかかわる社会「子どもへのまなざし“100%”のまち」の実現を目指し、市民総参加で子どもを育む市民運動として推進しているものです。

商工中金は、全国の地方公共団体等との連携を深め、女性の社会進出・子育て支援をはじめ、地域再生・活性化に向けた様々な取り組みを、幅広く積極的にサポートしていきます。

【「ワーク・ライフ・バランス応援貸付」の概要】

貸付対象	「男女共同参画推進」に協賛し、かつ「子どもへのまなざし運動」に参加され佐賀市内に事業所を有する事業者
資金使途	設備資金、運転資金
貸付限度	設備資金 100百万円 運転資金 50百万円
貸付利率	商工中金所定の貸出利率から0.2%を優遇いたします ただし、貸出期間5年超については、長期プライムレートを下限とします
貸付期間	設備資金 10年以内(据置2年以内) 運転資金 5年以内(据置2年以内)
担保・保証人	必要に応じて提供していただきます
取扱期間	平成22年12月1日から平成23年3月31日
取扱店	佐賀支店